資料４

第１回検討会の議論を踏まえた論点整理

第１　機械の危険情報の提供のあり方について

労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づき、機械ユーザー事業者が行う機械設備のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置の実施が効果的に実施されるためには、どのような情報提供に係る施策を講じる必要があるか。

１　機械メーカーが機械ユーザーに機械の危険情報を提供することは、機械ユーザーにとって、どのように効果的又は有効なものであるのか。

【検討の方向性】

１　機械ユーザーのリスクアセスメントに必要な情報である「機械の危険情報（残留リスク等）」を適切にユーザーに提供した結果、ユーザーにおいてリスクアセスメントが行われるならば労働災害の減少効果が見込めることから、「機械の危険情報の提供」と、「ユーザーからの新たなリスク情報などのフィードバック」による相互のリスクコミュニケーションを進めることが効果的であることが確認された。

２　一方、施策として展開するには、当該情報がユーザーにとって効果的なものであり、かつ、実効性が確保されるものであることが必要とされた。

【主な意見】

ア　詳細な情報を提供しても、法第 28 条の 2 を実施する上で有効に活用できるものであるか、ユーザーが十分に使いこなせるものであるのかをよく見極めたものとする必要がある。

イ　ユーザーの特性（事業場規模、実施能力など）を踏まえた実効性のあるものとする必要がある。特に、中小事業場のリスクアセスメントの現状の取組状況をも勘案する必要がある。

ウ　メーカーから提供された情報をユーザーで使用（活用）されなければ意味がない。情報提供の内容がユーザーでの具体的なリスク低減に寄与できるものでなければならない。

エ　EU のような機械の流通規制の観点からではなく、労働安全衛生法の枠組みで考えることにも留意する必要がある。

２　機械ユーザーがリスクアセスメントを実施する際に必要な情報とは何か。

【検討の方向性】

１　必要とする情報の考え方については、多様な意見があった。前記１で述べたとおり、情報が有効に活用されるためには、情報を使用するユーザーの特性にも十分配意する必要がある。

２　リスクアセスメントをこれから取り組もうとするユーザー等に対しては、このような情報の入手が取組の契機となることにも留意しつつ、総じて「ユーザーのリスクアセスメントに必須の情報」とは何か、つまり、次の論点である「残留リスク」の範囲等を明らかにしておく必要がある。

３　また、このような「①必須である情報」と、「②ユーザーの要求等に応じた必要な情報」を区分し、使用目的に応じた提供が行われるようにすることも効果的ではないか。

４　仮にメーカーの企業機密に係る情報がユーザーにとって必要となる場合には、当事者間の契約等に基づき提供する情報の範囲を決定することが適当ではないかとされた。

５　なお、このような取組を展開する際に、先進的な機械メーカー等については、別途、機械包括安全指針別表第５（使用上の情報）に基づく全般的な取組の推進も図っていくことは言うまでもなく、段階的に全体の底上げを図っていく必要がある。

【主な意見】

１　リスクアセスメントに必須の情報

ア　「必須である情報」としては、現状のリスクアセスメントの取組状況を勘案しつつ、情報の内容を絞り込んではどうか。

　一方、機械包括安全指針別表第５の項目すべてを提供すべきとの意見があった。この点については、指針では、警告ラベル等多様な提供を許容しているものであり、ここでは論点４の提供の方法（情報の一覧性等）によるものである違いにも留意する。

イ　「必須のもの以外の情報」は、要求されたら提出するという整理もあるのではないか。つまり、メーカー、ユーザー双方のニーズに応じ、２段階又は複数段階の提供方式があるのではないか。

２　本質的安全設計方策が講じられた危険源

ア　メーカー段階で「本質的安全設計方策が施されたリスク」については、「許容できない残留リスクがない」ということであるならば、一義的には提供の必要はないとの意見が多かった。一方、そのリスクのハザードを提供すべきとの意見があり、これについては、無条件に提供するのではなく、ユーザーのリスクアセスメントに必要であるとの要求に応じ、開示していくのが適当ではないかとされた。

イ　本質的安全設計方策に係る部分で企業機密に係る情報である場合、当該情報が必要であるならば、守秘義務を締結するなど、当事者間の契約のもとで提供すべきであるとの意見があった。なお、本質的安全設計方策に係る部分であっても、ユーザーに危険源の情報を伝える必要がある場合もあるものの、一律に提供することまでは要さないのではないか。

ウ　本質的安全設計方策が施された箇所の危険源の情報が必要になる場合には、機械の修理保全をする場合が考えられるが、当該作業はメーカーが担う場合と、ユーザーが担う場合があることにも留意する。

３　用語の定義

ア　本検討会で使用する「機械の危険情報」、「残留リスク」の用語の適否、その意味する範囲についても意見があり、適切にその趣旨が伝えられるものとすることが望ましいとの意見があった。

（参考１）専門家報告書「ユーザーが必要とする「使用上の情報」について」

ア　必要不可欠な「使用上の情報」の項目

①「機械の意図する使用の目的と方法、合理的に予見可能な誤使用及び禁止する使用方法等の情報」

②「危険源のリスト」と危険源に対して講じたリスク低減措置（保護方策）（③の対象となる危険源に限る。）

③「残留リスク情報」

ここで「残留リスク」とは、保護方策を講じた後に残るリスクをいう。

（参考２）法第 57 条の 2(文書の交付等)において、MSDS の対象外として「主として一般消費者の生活の用に供される製品」があるが、この対象の一つとして「通知対象物が密封された状態で取り扱われる製品」がある。（平成１２年基発第１６２号）

３　機械の危険情報のうち、「残留リスク」情報として必要な項目は何か。

【検討の方向性】

１　リスクアセスメント指針(平成 18 年厚生労働大臣公示）においては、機械ユーザーのリスクアセスメントの実施に当たり､機械メーカーから｢使用する機械設備に係る危険性又は有害性に関する情報」を入手するよう求めており、機械ユーザーのリスクアセスメントに必要な情報である「残留リスク」について議論したところ、その範囲、その必要な情報の精度について様々な意見が出された。

２　残留リスク情報の作成プロセスは、「危険源に対し、メーカーが防護措置を講じ、残ったリスク」というケガ･疾病に至るまでのストーリーを作成していくこととされた。ここでユーザーが必要とする情報とは、ＪＩＳ等の定義にもあるとおりの「危険源の危害のひどさ」と「その危害の発生確率」を組み合わせた『情報』とされた。（つまり、当該リスクの低減された危険源の危害のひどさは項目になる。）

３　残留リスクとしての必須の情報の範囲としては､現行のメーカーの取組事例からみて、例えば、「対象とする作業」を運転作業、点検保全作業など、ユーザーにとって優先順位の高いものを必ず含めるという整理ができないか。また、残留リスクに基づき、ユーザーが行うべき保護方策のうち、安全防護、付加保護方策、個人用保護具の使用に係る情報も、同様に必ず含めるという整理ができないか。

４　再掲となるが、ここでも論点１でも述べたとおり、ユーザーにおける実効性を確保することに配意することが必要である。

【主な意見】

１　リスクアセスメントの実施に当たっての必須の残留リスク情報の項目

(1) 危険源とリスク

ア　ユーザーが必要とする情報とは、ＪＩＳ等の定義にもあるとおりの「危険源の危害のひどさ」と「その危害の発生確率」を組み合わせた情報ではないか。

イ　「危険源」情報は、設計者のリスクアセスメントでは重要であるが、例えば、パワーショベルはそれ自体の存在が重い、パワーがあるなど大きな危険源であり、この危険源自体を情報として提供するのであろうか。

ウ　残留リスクとしては、「危険源に対し、危ないので〇〇〇の防護を講じたが、△△△のリスクが残っています」という災害発生のシナリオを書くであろう。このためには、危険源ごとに現状を把握し、メーカーとユーザーが議論し合うことが必要である。

エ　危険源すべてについて記載するということは難しいのではないか。

オ　ユーザーが知り得ることが困難なリスクについて、メーカーが提供可能な情報であるならば、提供すべきである。

(2) リスクレベル

ア 「『危害の大きさ』により提供すべき情報か否かの分類ができないか」という考え方に対しては、リスクの大きさによらず情報を欲しいとの意見もあった。この意見については、制度の実効性が保てないのではないかとの意見があった。

イ リスクレベルに関連し、『危害の大きさ(結果)』と『危険源の大きさ』を混同してはならないとされた。例えば、鉄粉の飛来は、身体に当たってもケガに至らないが、目に入れば重篤になる。つまり、ユーザーの段階(現場)でリスクが異なることから、メーカー段階において、どこまでの情報を求めるのかということもある。

この点に関連して、「ユーザーが行うリスクアセスメント」と「設計者が行うリスクアセスメント」について、混同しないようにしなければならない。

ウ 「講ずべき保護方策の内容」については、ユーザーにおけるリスクの見積もりに応じて変わり得ることからも特定することはできないが、想定される保護方策(推奨すべき方策)を提供することは効果的である。

(3) 危険源の情報

ア 残留リスクではなく「危険源」の大きなものは情報として欲しいという意見があった。発生頻度が極めて小さくても発生するおそれがあり、頻度はユーザーで決定される理由による。この意見には、ユーザーにおける安全を確保するために、メーカーは合理的なアシストを行う必要があるとの意見があった。

イ 『危険源の大きさ』の分類としては、保有するエネルギー、速度、有害性などに応じた区分が考えられる。

2 実効性の確保について

ア ここでの情報の提供は、ユーザーにおける機械労働災害防止のために行うものであり、特に労働安全衛生法の範囲で考えるのであれば、その目的にかなった内容であるか精査する必要があるのではないか。

イ また、ユーザーが効果的に活用できるものとする必要がある。現状のユーザーのリスクアセスメントの取組は、各現場で試行錯誤している状況ではないか。このような状況下で、どの程度の情報が求められるのか。

ウ 設計者が行うリスクアセスメントは、ユーザーから事前に与えられる情報量(ユーザーにおける使用状況、頻度等)によって、その精度が向上するのではないか。

3 ハザードの種類について

ア 安全関係(ケガ)のハザードのみならず、エルゴノミクス系といった労働衛生の観点からの中長期的に発病するリスクをどのように考えるか。現在はあまり考慮されていないが、発病すると重大となるおそれはある。

イ メーカーにおいて、すべてのハザードに対処とすることは困難との意見があった。

４　「残留リスク情報」などの機械の危険情報は、どのように機械ユーザーに提供すべきか。

【検討の方向性】

「どのような危害がどのような時に発生するか、どのような対応が必要か」という情報を「明瞭に一覧できるもの」にすることが、ユーザーにとって使いやすいとされた。ただし、イメージをしにくいので、具体的な例示を示すことが普及に際しては必要であるとされた。

【主な意見】

１　具体的な提供方法

(1) イメージ

ア　イメージをしにくいため、例示を示す必要がある。特に「簡潔かつ明瞭」ということのみならず、「どのような危害がどのような時に発生するか、どのような対応が必要か」という情報を「明瞭に一覧できるもの」に融合することのイメージがしにくい。

イ　「フォーマット」という限定的なものではなく、多少柔軟なものとして、使いやすい雛形を与えておく。この雛形には、必須のものが記入できるようにしておく必要がある。

(2) 「情報の一覧性」、「別途交付」ということについて

ア　危険情報をバラバラではなく「一覧表」の状態が使いやすい。

イ　取扱説明書と「別途に」という位置づけは、現場で使いやすいものであり、かつ、現場でも粉失しにくいということに留意する必要がある。

ウ　アンケート結果からは、ユーザーにて残留リスク情報を受け取ったという認識されないケースが多いことから、ユーザーが明確に認識できるような示し方が必要であり、取扱説明書とセットにする場合でも一覧性を確保し、分かりやすいところに添付するとよいのではないか。

（参考）専門家報告書

情報の提供は、ユーザーが活用しやすいようフォーマットを定め、簡潔かつ明瞭なものとすることが必要である。

ア　化学物質のＭＳＤＳでは、必要な情報の項目を定め、明瞭な情報提供がなされており、同様な取組とすべきである。

イ　「残留リスク」については当該機械の「残留リスク」が簡潔に一覧できるものが使いやすい。

ウ　機械の包括安全指針に基づき一連の「使用上の情報」を作成し、そのすべてを取扱説明書等に盛り込むことも必要であるが、それとは別に、統一的な情報提供がなされるべきである。

エ　機械メーカーは警告ラベルや取扱説明書で残留リスクを提供しているとするが、機械ユーザ

ーは残留リスクの提供を受けていないとするものが多い。警告ラベルにより提供される危険源があるものについて、どのような危害がどのような時に発生するか、どのような対応が必要かを文書により別途示すことが有効である。

２　情報提供が必要となる場面

ア　機械の新規譲渡時のみならず、中古品の譲渡、輸入品の取扱いなどをどう考えるか整理が必要である。

イ　一方、機械に関わるすべての段階(製造→設置→運搬→廃棄) に関わる事業者が、すべて法第 28 条の 2 の義務対象となるならば、すべての情報が必要との意見があった。

(参考)危険性又は有害性等の調査等に関する指針

7(2)イ　機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実施した当該機械設備等に対する調査等の結果を入手すること。

5　機械の危険情報が提供されるべき機械はどのようなものか。すべての機械に必要であるのか。仮に残留リスクがない場合には、「残留リスク」はないとする文書が必要か。

【検討の方向性】

リスクアセスメントの促進、ひいては労働災害防止という目的に照らして、基本的に労働現場で使用する機械がユーザーに譲渡される場合を考えればよいのではないか。

【主な意見】

１　除外すべき範囲

ア　EU 機械指令においても除外する機械があり、対象機械としては、その整合も考慮する必要があるのではないか。
（機械指令では、自動車、原子力用機械、低電圧指令による電化製品、エレベータ･リフト（別の指令で規定）などが適用を除外されている。）

イ　労働安全衛生法令で規定されている特定機械等を除外できるのでは、という意見があった。

２　労働安全と消費者安全

ア　主として一般消費者の用に供する機械とのデマケについては、労働安全のため労働者が使う機械に限ると考えられる。また、厚生労働省の施策であるので、労働安全衛生法での範囲で考えればよく、制度の運用の効率化ということも考慮すべきである。

イ　一般消費者向けでない B to B の契約下で納入される機械が主となるのではないかとの意見があった。

（参考１）

法第 57 条の 2（文書の交付等）　労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

（参考２）専門家報告書

ア　情報提供の対象となる機械は、すべての機械を対象とすることが適当である。

第２　機械の危険情報の提供制度の効果的な運用について

機械の危険情報の提供制度が効果的に運用されるには、国はどのような施策を講ずるべきか。

１　機械メーカーが機械の危険情報を適切に作成、提供するために必要な支援としては、どのようなものが考えられるか。特に、中小機械メーカーに対し必要な支援としては、何があるか。

【主な意見】

ア　アンケート結果にあるとおり、『簡潔で明瞭なもの』というメーカー、ユーザーの要望が強いことに十分留意する必要がある。

イ　機械のリスクアセスメントを正しく理解することも必須であることから、当面、国が研修、講習により普及に努め、コンサルタントを養成し、中小企業に対するコンサルティング支援を行うことが有効ではないか。

ウ　論点２及び４にあるとおり、情報提供に必須の記載事項を定め、明瞭な標準の様式を示していくことで取組が進むのではないか。また、その具体例を作成、公表することで普及が進むのではないか。さらにリスクアセスメントの制限仕様の取り交わしを含むガイドラインの作成･公表すること。

エ　情報提供を実施することのメリットを明確化する必要がある。

２　機械ユーザーに求められる取組、必要な支援としては、何があるか。

【主な意見】

ア　情報提供は発信･受信の相手のある話であり､折角提供しても活用されなければ何にもならない。提供した情報が放置されないように、制度として実効性があるものにする必要がある。

　ユーザーがリスクアセスメントを実施するという意志があり、情報を要求する状況にある中で、どのような情報を提供するのかという話になるのではないか。

イ　ユーザーからも積極的にメーカーに対し情報を要求していくことが必要である。そのためにもリスクアセスメントを正しく理解することからはじめ、必要な人材の養成、機械安全の妥当性を評価できる人材に対する認定制度により、全体の底上げを図る必要があるのではないか。

ウ　機械の発注時にユーザーが安全仕様をメーカーに提示することが効果的で、このような行動が進めばよい。

エ　自社の災害経験がなくても、リスクアセスメントが適切に実施できるバックアップが求められる。

オ　リスクアセスメントのプロセス自体を的確に評価することが必要である。

３　想定していないリスクにより機械災害が発生した場合に、そのリスクを機械メーカーにフィードバックする仕組みが必要ではないか。

【主な意見】

ア　現状ではユーザーにとってのメリットがないので、このようなフィードバックは殆ど行われていない。機械災害情報として、労働者死傷病報告書等の内容を行政がデータベース化することにより、このフィードバック機能を補完することが望まれる。

イ　例えば、リスクベースドアプローチに即した活用が図られるようにするため、労働者死傷病報告書等の記載内容を改正することも考えられる。

以上